

化学物質のリスクアセスメントの義務化に関するお知らせ

この度、平成２６年６月２５日に公布された労働安全衛生法（略して安衛法）の一部を改正する法律によって、化学物質のリスクアセスメントが義務化されました（平成２８年６月１日より施行されます）。

リスクアセスメントとは、危険性、有害性が確認されている化学物質について、新規に取り扱うとき、または、取り扱う業務の作業の方法や手順を変更するときなどに、健康障害が生じるリスクを調査することです。

すべての事業場には、この調査を実施する義務があるほか、この調査の結果に基づいて、安衛法、または、安衛法に基づく労働安全衛生規則（略して安衛則）、特定化学物質障害予防規則（略して特化則）、有機溶剤中毒予防規則（略して有機則）などの特別規則に規定されている措置を講じる義務があります。

１．リスクアセスメントの対象となる化学物質

対象となる化学物質は、安全データシート（SDS）の交付義務の対象となる６４０物質となります。

なお、対象となる６４０物質は、以下のサイトにて公開されています。

<http://anzeninfo.mhlw.go.jp/anzen/gmsds/sds640.pdf>

２．リスクアセスメントの対象となる事業場

対象となる事業場は、対象となる化学物質を取り扱うすべての事業場となります。

３．リスクアセスメントの実施時期

施行日（平成２８年６月１日）以降、以下のいずれかに該当するときに、かならず、実施してください。

（１）対象となる化学物質を新規に取り扱うとき

（２）対象となる化学物質を取り扱う業務の作業の方法や手順を変更するとき

（３）対象となる化学物質の危険性、有害性に変化が生じたり、生じるお

それがあるとき（SDSにて、追加で、危険性、有害性の情報が提供されたときなど）

- (4) 対象となる化学物質によって、労働災害が発生したとき
- (5) 過去にリスクアセスメントを実施した以降、機械設備の経年劣化、作業者の交替（知識や経験の変化）など、リスクの状況に変化があったとき
- (6) 過去にリスクアセスメントを実施したことがないとき（施行日以前から取り扱っている場合であっても、過去にリスクアセスメントを実施したことがない場合には、施行日以降、速やかに、リスクアセスメントを実施しなければならない）

4. リスクアセスメントの流れ

リスクアセスメントは、以下の手順で進めます。

- ステップ1. 危険性、有害性の特定
- ステップ2. リスクの見積もり
- ステップ3. リスク低減措置の検討
- ステップ4. リスク低減措置の実施
- ステップ5. リスクアセスメント結果の作業員への周知

ステップ1. 危険性、有害性の特定

対象となる化学物質を取り扱う業務ごとに、SDSにて提供されている情報に基づき、危険性、有害性を特定します。

インキや湿し水、洗浄剤など、対象となる化学物質を使用している資機材については、かならず、販売者より、その資機材のSDSを受け取り、作業員が、その資機材の危険性や有害性、安全対策、緊急処置などを確認できるよう、以下のいずれかの方法によって、周知されていなければなりません。

- (1) 作業場所に常時掲示または備え付け
- (2) 書面を作業員に交付

- (3) 電子媒体で記録しておき、作業場所に常時確認可能な機器（パソコン端末など）を設置

まだの場合には、直ちに、実施してください。

SDSの見方については、配布済みの冊子「オフセット印刷工場の有機溶剤管理～印刷事業所が社員の健康を守るために～」の11ページ「有害性の把握」をご確認ください。

なお、冊子は、以下のサイトからもダウンロードできます。

http://www.jfpi.or.jp/topics_images/tpc160_215.pdf

ステップ2. リスクの見積もり

対象となる化学物質を取り扱う業務ごとに、以下のサイトにて提供されているリスクアセスメント実施支援システムを用いて、特定した危険性、有害性によるリスクを見積もります。

http://anzeninfo.mhlw.go.jp/ras/user/anzen/kag/ras_start.html

操作マニュアルを添付しますので、操作マニュアルに基づき、リスクを見積もってください。

ステップ3. リスク低減措置の検討

安衛法、または、安衛法に基づく安衛則、特化則、有機則などの特別規則に基づき、見積もったリスクを低減させるための措置を検討します。

- (1) 危険性、有害性のより低い物質への切り替え

日本印刷産業連合会では、印刷資機材を環境配慮基準に基づき認定するGP資機材認定制度を運営しています。

この機会に、より危険性、有害性の低い認定製品への切り替えを検討してみてください。

平成28年4月現在の認定製品は、添付のとおりです。

なお、認定製品は、以下のサイトにも掲載されています（3ヵ月ごとに更新されています）。

http://www.jfpi.or.jp/greenprinting/download/2016gpshikizai_list588.pdf

- (2) 化学物質のための機械設備などの防爆構造化、安全装置の二重化な

どの工学的対策、または、化学物質のための機械設備などの密閉化、局所排気装置の設置などの衛生工学的対策

たとえば、蓋のない容器に蓋をつける、容器を密閉する、局所排気装置のフード形状を囲い込み型に改良する、作業場所に拡散防止のためのパーテーション（間仕切り、ビニールカーテンなど）を付ける、全体換気によって、作業場所全体の気中濃度を下げる、など。

（３）作業の方法や手順の改善、立入禁止などの管理的対策

たとえば、発散の少ない作業の方法や手順に見直す、手順書や立入禁止指定場所などのルールを守るための教育を実施する、など。

また、VOC警報器の設置も、有効な対策の一つです。

日本印刷産業連合会では、新コスモ電機株式会社と共同で、VOC濃度が一定レベルを超えるとそれを検知して警報を鳴らしてくれるVOC警報器を開発しました。

VOC警報器を設置すれば、VOC濃度が一定レベルを超えた場合、速やかに、保護具を使用する、作業場所から退避する、などができます。

購入申込書を添付しますので、この機会に、購入を検討してみてください。

なお、購入申込書は、以下のサイトからもダウンロードできます。

http://www.aj-pia.or.jp/welcome/what's_new/pdf/20160225.pdf

また、使用方法を説明するための動画が、以下のサイトから配信されていますので、閲覧してみてください。

https://www.youtube.com/watch?feature=player_embedded&v=5cawafK0IWg

（４）化学物質の有害性に応じた有効な保護具の使用

たとえば、防毒マスクや保護手袋などを使用する、など。

ステップ４．リスク低減措置の実施

検討したリスク低減措置を実施します。

ステップ５．リスクアセスメント結果の作業員への周知

リスクアセスメントの結果（以下の事項）を作業者に周知します。

- （１）対象となる化学物質の名称
- （２）対象となる化学物質を取り扱う業務の内容
- （３）リスクアセスメントの結果（特定した危険性、有害性、および、見積もったリスク）
- （４）実施するリスク低減措置の内容

なお、周知の方法は、以下のいずれかによります（ＳＤＳを作業者に周知する方法と同様です）。

- （１）作業場所に常時掲示または備え付け
- （２）書面を作業者に交付
- （３）電子媒体で記録しておき、作業場所に常時確認可能な機器（パソコン端末など）を設置

— 以上 —